

〔事案 26-41〕 契約無効請求

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

掛捨て保険であるとの説明は受けていないこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 1 月に契約した利率変動型積立保険について、以下の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1) 募集人はパンフレットや設計書を示さず、口頭で「毎月掛け金の上に 100 円を徴収するがこれも積立てである」との説明をしたので、積立型の保険であると考えて申込みをしたが、実際には掛捨ての保険であった。
- (2) 募集人から「5 年間入院をしなければ祝い金が出る」と説明を受けたが、実際には、5 年後の祝い金が出ることのない保険だった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が、本契約が掛捨ての保険であると錯誤に陥ったことを示す、客観的な事実は提示されていない。
- (2) 募集人は、申立人に対し、設計書やパンフレット等を渡したうえで、保障内容の説明を行っており、パンフレット等を用いずに説明をすることは困難である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 3 点であると判断する。

- (1) 消費者契約法 4 条にもとづく、説明義務違反を理由とした契約の取消し（主張①）。
- (2) 民法 95 条にもとづく錯誤による契約の無効（主張②）。
- (3) 民法 96 条 1 項にもとづく詐欺による契約の取消し（主張③）。

2. 主張①について

- (1) 保険契約は約款などにより予め決まっている部分と、保険金額や特約の付加のように契約者がある範囲内で任意に選択できる部分とがあり、保険金額や特約によって保険料金額も変わる。そして、保障の内容や保険料の額は契約者の重大な関心事であるので、契約者毎に設計書を作成し、これにもとづいて説明することが一般的である。設計書を用いなければ、募集人は保険内容を説明することは困難であり、特に、本契約は複雑な保険なので、口頭のみでの説明は困難である。

よって、本件において、設計書も提示せず口頭の説明のみを受けたという申立人の主張は認められず、設計書が交付されたと推認することが相当である。

- (2) 以下のとおり、設計書を見れば明らかな事実について、募集人があえて虚偽の事実を告げ

たと認める特段の事情はなく、掛捨て保険か積立保険かは文書で明らかであり、あえて口頭で説明する必要もない。従って、募集人に説明義務違反の事実が存在すると認めることは困難であり、説明義務違反を理由とする消費者契約法4条に基づく取消は認められない。

(a) 本契約は主契約部分が積立となり、その他の特約等はいずれもいわゆる掛捨てであることは、設計書により明らかである。

(b) 「5年間無事故であれば、祝い金が出る」のが総合入院特約を付加した場合であることは設計書などからも明らかであり、募集人はこの特約の説明をしたものと推測されるが、申立人は、結局この特約を付加しなかったのだから、祝い金が出ないのは当然である。

3. 主張②について

(1) 申立人は、本契約は掛捨てであるとは思わなかったこと、5年間無事故で経過すれば祝い金が出ることの2点において錯誤があったという主張であると判断できる。

(2) しかし、申込時、本契約の大部分が積立保険であると認識していた事実を認める証拠、祝い金が支払われると認識していた事実を認める証拠は何もない。

(3) よって、申込時、申立人に錯誤が存在した事実を認めることは困難といわざるをえず、仮に錯誤があったとしても、設計書を見れば、これが事実と異なることは容易に認識できるので、申立人には重大な過失があり、錯誤による無効の主張は認められない。

4. 主張③について

以上の事実を総合すれば、募集人において故意に虚偽の事実を告げたと認めることはできない。